

皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成29年10月12日

いつも大阪市を綺麗にされて深く感謝しております。
しかし最近気づいたことがあります。大阪市環境局の皆さんに伝えたい
と思います。

難波周辺はご存知のように路上喫煙が禁止になっています。大賛成です
が、見た限り罰金を払わされているのは、殆ど外国人観光客です。

原因を調査致しました結果、掲示板にある外来語が日本語と比較すると
非常に小さく、掲示板の数も不十分です。おまけに掲示板に書いてある情
報が褪せて、大変読みにくくなってしまっています。

掲示板を回復し、数を増やすと「ここは煙草吸うたらアカン」というこ
とが、もっとわかりやすくなる筈です。

浪速区役所や関係部署からの回答

平成29年10月31日

大阪市では、市民の皆様の安心、安全及び快適な生活環境を確保すること
を目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」
（以下、「条例」）を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、
他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力を
促すとともに、有識者・各種団体等の代表者で構成された「大阪市路上喫
煙対策委員会」（以下、「路上喫煙対策委員会」）の答申を踏まえ、現
在、「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」と「都島区京橋地域」を
「路上喫煙禁止地区」（以下、「禁止地区」）に指定し、違反者に対し罰
則（過料1,000円）を適用しています。

ご意見にありました看板（掲示板）ですが、文字・地図等が色褪せ、読
みづらくなっておりましたことから、早急に交換等の対応を図ってまいり
ます。

また、合わせて外国語表記が日本語表記に比べて非常に小さいというご
意見を踏まえ、この点につきましても改善してまいりたいと考えておりま
す。

その他、禁止地区であることを示す看板や、路面タイル・路面シール等
の足元の標示物につきましても設置個所や設置数を再検討し、禁止地区で
あることがわかりやすい標示に努めてまいります。

皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成29年10月19日

難波に遊びに来る友人がいつも駐輪場探しに困っています。
どこにも中型以上の二輪駐輪場が無いので、利用もしないお店の駐輪場に停めたりしています。正直そのお店側からすると迷惑だと思います。しかし普及してない以上仕方ありません。
四輪駐車場、50ccの駐輪場はあるのに何故中型バイクが停められないのでしょうか。
難波の何車線もある大通りに原付で走ってる人なんて正直ほとんど見かけません。
50cc限定の駐輪場も250ccバイクが止まったり、放置バイク、料金を払わないで停めているようなバイクばかり見ます。
もっとたくさん中型以上の二輪駐輪場を増やしてください。難波付近も普通二輪以上のバイクの方が需要高いです。

浪速区役所や関係部署からの回答

平成29年11月2日

大阪市では自動二輪車の駐車対策として、一定規模以上の店舗や事務所、マンションなど自動二輪車の駐車需要を発生させる建築物に対しては、その原因者の責務として建築主が駐車施設を設置することを原則とし、平成20年6月から建築物の新築や増改築時に自動二輪車駐車施設を設置するよう義務付けや行政指導を行っています。
また、原動機付自転車に関しましても自転車と同じく、駐輪需要の発生原因となる集客施設等の所有者において駐輪場を確保していただくことを原則とし、平成22年4月から建築物の新築や増改築時に駐輪場を設置するよう義務付けています。
なお、市立駐車場では、整備可能な場内の空きスペースを活用し、平成27年4月時点で長堀通地下駐車場（中央区）など5駐車場において自動二輪車の受入れを実施しておりますが、お申し出にある難波周辺には市立駐車場がございません。
さらに自動二輪車駐車施設を早期に拡大するため、市立駐輪場等の活用による対応も進めております。
具体例として、市内における自動二輪車の駐車スペースが不足している状況も踏まえ、駐輪場に空きスペースがあり、自転車及び原動機付自転車、自動二輪車が安全に利用できる構造の箇所を選定し、自動二輪車が駐車可能となるよう施設改造を行い、京橋駅や弁天町駅などの駐輪場で自動二輪車の受け入れを行っております。
しかしながら、市内で特にお申し出のありました、難波周辺におきましてはそもそも駐輪場整備に適した公共用地が少なく、まず自転車等の駐輪場確保に取りくんでいるところであり、新たに自動二輪車を受け入れることが難しい状況です。
なお、自動二輪車駐車場の有効利用のため、本市で把握している自動二輪車の受け入れが可能な駐車場については、本市ホームページ上に、位置・連絡先等の情報を掲載しております。
(ご参考)
[本市の自動二輪車駐車場の情報提供について]
パソコン、スマートフォン、携帯電話から、以下のアドレスを入力して頂きますと駐車場の情報をご覧いただけます。

『マップナビおおさか』（地図上から探すことが可能です。）

・パソコン版サイト

<http://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html>

・スマートフォン・タブレット版サイト

<http://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/sp/top.jsp>

・携帯電話版サイト

<http://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/?bt=2&p=1>

皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成29年11月14日

なんば周辺の客引きについて。

地上は取り締まりが厳しくなったからか以前より少なくなりましたが、その分、地下に降りてきています。

なんば駅の地下街や御堂筋の改札前辺りに何人もいます。

無視してもついできます。駅員さんが注意したり、一時的でも誰かを立たせる対応をして欲しいです。

浪速区役所や関係部署からの回答

平成29年11月28日

大阪市では、悪質な客引き行為等が横行し、通行する方や観光に来られる方に不快な思いをさせ、不安を与えるなど大きな問題となっていたため、現行法令で規制されていない酒類提供飲食店等の客引き行為等を適正化し、集客都市にふさわしい魅力とにぎわいのある安全安心で快適な都市環境を形成することに資するため、「大阪市客引き行為等の適正化に関する条例」（以下「条例」）を平成26年6月1日に施行し、同年10月からは罰則規定を含めたすべての規定を施行しました。

平成26年10月27日からは、ミナミ地区とキタ地区の一部を客引き行為等禁止区域に指定し、原則（除外規定があります）、一切の客引き行為等を禁止行為と定め、指導、勧告、命令を行い、それでも禁止行為をやめない者に対して、過料処分（5万円以下の過料）を行うこととしました。なお、本条例に規定する秩序罰としての過料は、地方自治法に定められた、地方公共団体が設けることができる過料の最高額となっています。

また、客引き行為等を繰り返した悪質な客引き行為者については、氏名等の公表も行います。さらに、平成29年6月から、店舗等への立入調査の実施、書類等の提出の要求、関係人への質問及び店舗名称等の公表を行えるように条例を改正し、取組の強化を行ったところです。

客引き行為等については、風俗営業やしつけこくつきまとう等の現行法令で罰則をもって規制されているものを除いては、憲法の「営業の自由」で認められた経済活動であり、全ての客引き行為等を禁止するものではありません。このため、人の通行量が多い等の特定の繁華街の中でも、商店会や地元の方々への客引き行為に対する自浄活動が活発に行われている地区については、「市民協働」の観点から「重点地区」として指定し、当該地区の中でも特に人通りの多い商店街等の道路について、営業の自由よりも人の安全通行と安全利用を尊重し、原則として一切の客引き行為等を禁止する「禁止区域」として指定しました。

条例の施行をふまえ、大阪市では、施行当初から、ミナミ地区とキタ地区に、大阪市客引き行為等適正化指導員（以下「指導員」）を配置し、地域や警察とも連携しながら、客引き行為等に対する巡回・指導等を行い、客引き行為等を繰り返す行為者に対しては、指導、勧告、命令の各段階を踏んだ上で過料処分を行っております。特に、禁止区域の中でも条例に違反する迷惑な客引き行為等が横行する区域については、指導員の巡回・指導等を重点的に行っております。

ご意見を頂戴いたしましたなんば駅周辺の地下については、現在禁止区域には指定しておりませんので、条例に基づく罰則の適用はございませんが、当該地下街の管理者の協力も得ながら指導員による巡回・指導を行っております。

今回情報提供いただきました内容も踏まえまして、当該地下街の管理者とも連携し、引き続き客引き行為等の適正化に向けて取り組み、悪質な客引き行為等の解消に努めてまいります。

皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成29年11月15日

- ①来庁した時に、期限切れの資料が多数置かれていた。
- ②当初の職員の間違った情報提供により、後日来庁しなければならなかった。

きちんとした仕事をして欲しい。

浪速区役所や関係部署からの回答

平成29年11月22日

- ①区役所内の掲示物及びパンフレット類を確認したところ、掲示物1件、パンフレット類4件について、ご指摘のあった期限切れのものがありませんでした。

今後は、毎日掲示物等の期限確認を行うようにします。

- ②今回のケースについて、保育所一斉入所申込みの提出に来庁いただいたときに、入所選考基準の点数の詳細な内容についてのご質問があり、その時に対応した職員が、もう一人の職員へ確認したうえで説明をしましたが、後日、受付した書類を確認した時に、誤った説明をしたことが判明し、電話連絡をしてお詫びし、証明書の提示があれば加点対象になることを説明させていただきました。

証明書をご持参していただいた日に、改めてお詫びさせていただきましたが、2人の職員が誤った説明をしたことに不信感を抱かれました。

保育所施設利用選考基準については、加点減点となる調整項目が多岐にわたっており、細部までは、一定事務経験年数のある職員でも即答困難な面があるとともに、申し込み書類をご提出いただいた日は、受付会場が込み合っており、細部を慎重に調べきれなかったことに原因がありました。

今後は、質問事項の回答には、Q&Aを参考にしながら慎重に対応することで担当内の意識を統一し、間違いが起こらないように努めてまいります。